

報告第3号

矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和元年 5月 8日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3月31日

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例等の一部を改正する条例

(矢巾町税条例の一部改正)

第1条 矢巾町税条例(昭和30年矢巾町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(各号に掲げるものに関しては、別に定める。)を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(国民健康保険税の課税額)</p> <p>第127条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(各号に掲げるものに関しては、別に定める。)を支出した場合には、<u>同項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項</u>に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(国民健康保険税の課税額)</p> <p>第127条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得</p>

た額が 58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 〔略〕

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 〔略〕

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 〔略〕

附 則

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時まで提出

た額が 61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 〔略〕

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 〔略〕

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 〔略〕

附 則

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

[削除]

された第37条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の6第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の2の2第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第35条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けよう

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の6第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の2の2第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けよう

うとする場合には、第37条の2第4項の規定による申告書の提出（第37条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 〔略〕

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の

とする場合には、第37条の2第4項の規定による申告書の提出（第37条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 〔略〕

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除

額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2・3 [略]

- 4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基

するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2・3 [略]

- 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 〔略〕

2～5 〔略〕

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう

18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 〔略〕

2～5 〔略〕

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう



とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

9 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

12 〔略〕

(軽自動車税の税率の特例)

第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の

とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

9 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

12 〔略〕

(軽自動車税の税率の特例)

第16条の3の2 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までに

規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規

定において「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

〔削除〕

〔削除〕

〔削除〕

定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔新設〕

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔新設〕

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔新設〕

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の4 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の4 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 〔略〕

第2条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(町民税の申告) 第37条の2 [略] 2～6 [略] 〔新設〕</p> <p><u>7</u> [略] <u>8</u> [略] <u>9</u> [略]</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>) 第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 〔新設〕</p> <p><u>(3)</u> [略] 2～5 [略]</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第37条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申</p>	<p>(町民税の申告) 第37条の2 [略] 2～6 [略] <u>7</u> <u>第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>8</u> [略] <u>9</u> [略] <u>10</u> [略]</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] <u>(3)</u> <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> <u>(4)</u> [略] 2～5 [略]</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者<u>又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受</u></p>

告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕  
〔新設〕

(3) 〔略〕

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 〔略〕

けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは单身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 〔略〕

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 〔略〕

(町民税に係る不申告に関する過料)

第37条の4 町民税の納税義務者が第37条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

附 則

第15条 削除

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 [略]

[新設]

[新設]

(町民税に係る不申告に関する過料)

第37条の4 町民税の納税義務者が第37条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 [略]

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第78条の6第1項の納期限(納期限の延長があつた時は、その延長された納期限)後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした

〔新設〕

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

〔新設〕

者に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 〔略〕

2 〔略〕

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第78条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両



〔新設〕

番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

〔新設〕

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,000円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

[新設]

第16条の4 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

[新設]

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第84条及び第85条の規定を除く。)を適用する。

[新設]

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。

第3条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1043 1106 1086"> <tr> <td>〔略〕</td> </tr> </table> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新規〕</p>	〔略〕	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1043 2076 1086"> <tr> <td>〔略〕</td> </tr> </table> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の</p>	〔略〕
〔略〕			
〔略〕			

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の4 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の4 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例(平成28年矢巾町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条の2 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第16条の3の2の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>」に改め、「軽自動車」の次に「の種別割」を加え、同行の表を次のように改める。</p> <p>附則第16条の4の次に次の4条を加える。 〔略〕 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第16条の4の5 〔略〕 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p>	<p>第1条の2 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第16条の3の2の見出し中「軽自動車」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「<u>法附則第30条</u>」に、「平成31年度分」を「<u>当該軽自動車</u>が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p>〔略〕</p> <p>附則第16条の4の次に次の4条を加える。 〔略〕 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第16条の4の5 〔略〕 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

第5条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成30年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定の表中矢巾町税条例第49条の改正に係る部分を次のように改める。

（法人の町民税の申告納付）

第49条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期

（法人の町民税の申告納付）

第49条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期

間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 〔略〕

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

6 〔略〕

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7

間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 〔略〕

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

8 〔略〕

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7

に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定



〔新設〕	<p><u>を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。</u></p>
〔新設〕	<p>14 <u>前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。</u></p>
〔新設〕	<p>15 <u>第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。</u></p>
〔新設〕	<p>16 <u>第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p>
〔新設〕	<p>17 <u>第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p>

附則第1条及び第2条を次のように改める。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 新条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第1項及び第3項の改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日  (6)～(10) 〔略〕 (町民税に関する経過措置) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 新条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 新条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第1項、<u>第10項から第17項までの改正規定</u>並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日 (6)～(10) 〔略〕 (町民税に関する経過措置) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 新条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第10項から<u>第17項</u>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例（以下「新条例」という。）第35条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条第1項から第3項の改正規定及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条の規定による改正後の矢巾町税条例第37条の2、第37条の3の2、第37条の3の3及び第37条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

- (4) 第3条の規定による改正後の矢巾町税条例第27条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条の規定による改正後の矢巾町税条例附則第16条の3の2及び附則第16条の4の改正規定並びに附則第8条の規定 平成33年4月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成31年矢巾町条例第 号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の矢巾町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄付金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第37条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に

当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき矢巾町税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第37条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例（次項において「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する適用区分）

第9条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民

健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について

平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和元年 5月 8日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3月31日  
矢巾町長 高橋昌造

## 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）

平成30年度矢巾町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,904,547千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		173,791	△ 5,260	168,531
	1 地方揮発油譲与税	48,800	△ 140	48,660
	2 自動車重量所譲与税	124,991	△ 5,120	119,871
3 利子割交付金		4,500	△ 309	4,191
	1 利子割交付金	4,500	△ 309	4,191
4 配当割交付金		7,187	△ 1,754	5,433
	1 配当割交付金	7,187	△ 1,754	5,433
5 株式等譲渡所得割交付金		7,346	△ 2,322	5,024
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,346	△ 2,322	5,024
7 自動車取得税交付金		32,240	△ 1,254	30,986
	1 自動車取得税交付金	32,240	△ 1,254	30,986
9 地方交付税		1,778,770	93,338	1,872,108
	1 地方交付税	1,778,770	93,338	1,872,108
10 交通安全対策特別交付金		4,642	△ 278	4,364
	1 交通安全対策特別交付金	4,642	△ 278	4,364
11 分担金及び負担金		139,683	△ 1,812	137,871
	1 負担金	139,683	△ 1,812	137,871
13 国庫支出金		2,040,071	△ 24,286	2,015,785
	1 国庫負担金	997,096	△ 4,208	992,888
	2 国庫補助金	1,037,656	△ 20,296	1,017,360
	3 委託金	5,319	218	5,537
14 県支出金		930,203	△ 16,008	914,195
	1 県負担金	482,180	△ 368	481,812
	2 県補助金	395,028	△ 15,675	379,353
	3 委託金	52,995	35	53,030



款	項	補正前の額	補正額	計
20 町	債	1,661,603	△ 25,000	1,636,603
	1 町 債	1,661,603	△ 25,000	1,636,603
補正されなかった款項にかかる金額		7,109,456		7,109,456
歳 入 合 計		13,889,492	15,055	13,904,547

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,145,773	26,405	3,172,178
	1 総務管理費	2,949,224	26,991	2,976,215
	3 戸籍住民基本台帳費	47,569	△ 586	47,073
3 民生費		3,657,221	△ 8,001	3,649,220
	1 社会福祉費	1,721,612	△ 361	1,721,251
	2 児童福祉費	1,935,609	△ 7,640	1,927,969
4 衛生費		735,087	△ 38	735,049
	1 保健衛生費	262,196	△ 38	262,158
6 農林水産業費		595,409	△ 3,243	592,166
	1 農業費	588,346	△ 3,243	585,103
8 土木費		2,755,695	△ 68	2,755,627
	2 道路橋梁費	1,758,799	0	1,758,799
	4 都市計画費	908,888	0	60,888
	5 住宅費	48,500	△ 68	48,432
10 教育費		1,538,636	0	1,538,636
	2 小学校費	551,513	20,000	571,513
	3 中学校費	380,143	△ 20,000	360,143
補正されなかった款項にかかる金額		1,461,671		1,461,671
歳出合計		13,889,492	15,055	13,904,547

第2表

## 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 保健体育費	共同調理場維持管理事業	5,953
計			5,953

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
6 農林水産業費	1 農業費	農地耕作条件改善事業	2,680	2,829
8 土木費	2 道路橋梁費	矢巾スマートIC関連道路整備事業	227,668	227,383
10 教育費	2 小学校費	小学校空調設備整備事業	389,433	409,433
	3 中学校費	中学校空調設備整備事業	273,437	253,437
計			893,218	893,082

第3表

地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路整備事業	525,100	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	515,400	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
学校教育施設等整備事業	498,800				555,600			

(廃止)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備 考
一般単独事業	72,100	学校教育施設等整備事業債に組替えのため

# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,619,896		3,619,896
2 地 方 譲 与 税	173,791	△5,260	168,531
3 利 子 割 交 付 金	4,500	△309	4,191
4 配 当 割 交 付 金	7,187	△1,754	5,433
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,346	△2,322	5,024
6 地 方 消 費 税 交 付 金	564,985		564,985
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	32,240	△1,254	30,986
8 地 方 特 例 交 付 金	23,078		23,078
9 地 方 交 付 税	1,778,770	93,338	1,872,108
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,642	△278	4,364
11 分 担 金 及 び 負 担 金	139,683	△1,812	137,871
12 使 用 料 及 び 手 数 料	75,322		75,322
13 国 庫 支 出 金	2,040,071	△24,286	2,015,785
14 県 支 出 金	930,203	△16,008	914,195
15 財 産 収 入	103,736		103,736
16 寄 附 金	1,485,138		1,485,138
17 繰 入 金	597,547		597,547
18 繰 越 金	478,820		478,820
19 諸 収 入	160,934		160,934
20 町 債	1,661,603	△25,000	1,636,603
歳 入 合 計	13,889,492	15,055	13,904,547

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	130,963		130,963					
2 総務費	3,145,773	26,405	3,172,178	169			26,236	
3 民生費	3,657,221	△8,001	3,649,220	△18,268			10,267	
4 衛生費	735,087	△38	735,049	428		△204	△262	
5 労働費	19,496		19,496					
6 農林水産業費	595,409	△3,243	592,166	△1,759		△1,608	124	
7 商工費	105,717		105,717					
8 土木費	2,755,695	△68	2,755,627	△41	△9,700		9,673	
9 消防費	359,984		359,984					
10 教育費	1,538,636		1,538,636	△20,823	△15,300		36,123	
11 災害復旧費	6,796		6,796					
12 公債費	830,539		830,539					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	8,175		8,175					
歳出合計	13,889,492	15,055	13,904,547	△40,294	△25,000	△1,812	82,161	



歳

入



## 2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	48,800	△140	48,660	1 地方揮発油譲与税	△140	地方揮発油譲与税の減 △140
計	48,800	△140	48,660			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	124,991	△5,120	119,871	1 自動車重量譲与税	△5,120	自動車重量譲与税の減 △5,120
計	124,991	△5,120	119,871			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	4,500	△309	4,191	1 利子割交付金	△309	利子割交付金の減 △309
計	4,500	△309	4,191			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	7,187	△1,754	5,433	1 配当割交付金	△1,754	配当割交付金の減 △1,754
計	7,187	△1,754	5,433			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	7,346	△2,322	5,024	1 株式等譲渡所得割交付金	△2,322	株式等譲渡所得割交付金の減 △2,322
計	7,346	△2,322	5,024			

2 地方譲与税

(款) 7 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車取得税交付金	32,240	△1,254	30,986	1 自動車取得税交付金	△1,254	自動車取得税交付金の減 △1,254
計	32,240	△1,254	30,986			

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	1,778,770	93,338	1,872,108	1 地方交付税	93,338	特別交付税の増 93,338
計	1,778,770	93,338	1,872,108			

(款) 10 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	4,642	△278	4,364	1 交通安全対策特別交付金	△278	交通安全対策特別交付金の減 △278
計	4,642	△278	4,364			

(款) 11 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

2 衛生費負担金	600	△204	396	1 未熟児養育医療費負担金	△204	未熟児養育医療費負担金の減 △204
3 農林水産業費負担金	3,642	△1,608	2,034	1 農業費負担金	△1,608	農地耕作条件改善事業分担金の減 △1,608
計	139,683	△1,812	137,871			

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	995,526	△4,565	990,961	4 児童手当交付金	△4,565	被用者児童手当交付金の減 非被用者児童手当交付金の減 被用者3歳以上中学校修了前交付金の減 △4,194 △319 △52
------------	---------	--------	---------	-----------	--------	--

## (款) 13 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

2 衛生費国庫負担金	1,570	357	1,927	1 未熟児養育医療費負担金	357	未熟児養育医療費負担金の増	357
計	997,096	△4,208	992,888				

## (款) 13 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	226,913	158	227,071	1 地方創生推進交付金	801	地方創生推進交付金の増	801
				2 個人番号カード交付事業費等補助金	△643	個人番号カード交付事業費補助金の減 個人番号カード交付事務費補助金の増	△698 55
5 教育費国庫補助金	136,328	△20,454	115,874	1 教育振興費補助金	8	要保護児童生徒援助費補助金の増 特別支援教育就学奨励費補助金の減	13 △5
				5 公立学校施設整備費補助金	△20,462	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の減	△20,462
計	1,037,656	△20,296	1,017,360				

## (款) 13 国庫支出金

## (項) 3 委託金

2 民生費委託金	5,129	218	5,347	2 社会福祉費委託金	218	国民年金事務費交付金の増	218
計	5,319	218	5,537				

## (款) 14 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	481,395	△546	480,849	6 児童手当負担金	△546	被用者児童手当負担金の減 非被用者児童手当負担金の減 被用者3歳以上中学校修了前負担金の減	△454 △79 △13
2 衛生費県負担金	785	178	963	1 未熟児養育医療費負担金	178	未熟児養育医療費負担金の増	178

(款) 14 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	482,180	△368	481,812			

(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	155,295	△13,372	141,923	1 社会福祉総務費補助金	△1,636	重度心身障害者医療費助成事業補助金の減	△1,636
				2 障害福祉事業費補助金	△224	在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業費補助金の減 小児慢性特定疾病対策補助金の減 在宅超重症児者等短期入所支援事業費補助金の減	△21 △157 △46
				4 介護保険運営事業費補助金	44	介護保険事業費補助金の増	44
				5 児童福祉費補助金	△2,308	子ども・子育て支援交付金の減	△2,308
				6 母子福祉費補助金	△9,248	子ども医療費助成事業補助金の減 妊産婦医療費助成事業補助金の減	△6,854 △2,394
3 衛生費県補助金	7,891	△107	7,784	1 保健衛生費補助金	△107	健康増進事業補助金の減 自殺対策強化事業費補助金の減	△90 △17
4 農林水産業費県補助金	204,370	△1,759	202,611	2 農業振興費補助金	△124	いわて農林水産物消費者理解増進対策事業補助金の減	△124
				5 農地費補助金	△1,635	農地耕作条件改善事業補助金の減	△1,635
5 土木費県補助金	5,708	△68	5,640	1 住宅費補助金	△68	生活再建住宅支援事業補助金の減	△68
6 教育費県補助金	1,839	△369	1,470	2 部活動指導員配置事業補助金	△369	部活動指導員配置事業補助金の減	△369
計	395,028	△15,675	379,353				

## (款) 14 県支出金

## (項) 3 委託金

1 総務費委託金	45,898	11	45,909	1 総務費委託金	7	いわてグラフ世帯配布委託金の増	7
				3 統計調査費委託金	4	人口動態調査費市町村交付金の増	4
2 民生費委託金	344	△3	341	2 児童福祉費委託金	△3	母子家庭等日常生活支援事業事務委託金の減	△3
5 土木費委託金	5,926	27	5,953	2 都市計画費委託金	27	開発許可取扱委託金の増 建築確認調査事務委託金の増	24 3
計	52,995	35	53,030				

## (款) 20 町債

## (項) 1 町債

2 土木債	525,100	△9,700	515,400	1 道路整備事業債	△9,700	公共事業等債の減	△9,700
4 教育債	570,900	△15,300	555,600	1 学校教育施設等整備事業債	56,800	小学校施設整備事業債の増 中学校施設整備事業債の増	53,100 3,700
				2 一般単独事業債	△72,100	一般単独事業債（小学校学教債充当残分）の減 一般単独事業債（中学校学教債充当残分）の減	△41,700 △30,400
計	1,661,603	△25,000	1,636,603				





歳

出



3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2文書広報費	48,720	0	48,720	7			△7		財源更正		
6企画費	1,343,348	△2,000	1,341,348	801			△2,801	13委託料	△2,000	◎企画事業の減 ○地方創生事業の減 地方創生事業委託料	△2,000 △2,000 △2,000
8財政調整基金費	469,142	28,991	498,133				28,991	25積立金	28,991	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金	28,991 28,991 28,991
計	2,949,224	26,991	2,976,215	808			26,183				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	47,659	△586	47,073	△639			53	19負担金、補助及び交付金	△586	◎戸籍住民基本台帳事業の減 ○戸籍住民基本台帳事業の減 マイナンバー関連業務交付金	△586 △586 △586
計	47,659	△586	47,073	△639			53				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉総務費	345,227	0	345,227	△1,418			1,418			財源更正	
2障害福祉費	631,669	△361	631,308	△224			△137	20扶助費	△361	◎障害者支援事業の減 ○障害者給付事業の減 在宅重度障害者家族介護慰労手当	△361 △361 △35

2 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業給付費 超重症児者等短期入所特別給付費	△211 △115	
3老人福祉費	681,184	0	681,184	44			△44			財源更正	
計	1,721,612	△361	1,721,251	△1,598			1,237				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2児童措置費	444,834	△7,640	437,194	△5,111			△2,529	20扶助費	△7,640	◎児童措置事業の減 ○児童手当給付事業の減 被用者児童手当 非被用者児童手当 被用者小学校修了後中学校修了前児童手当 非被用者小学校修了後中学校修了前児童手当	△7,640 △7,640 △6,250 △410 △800 △180
3児童福祉施設費	1,236,619	0	1,236,619	△2,308			2,308			財源更正	
4母子福祉費	130,083	0	130,083	△9,251			9,251			財源更正	
計	1,935,609	△7,640	1,927,969	△16,670			9,030				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	170,416	△38	170,378	428		△204	△262	11需用費	△38	◎精神保健事業の減 ○精神保健事業の減 消耗品費	△38 △38 △38
計	262,196	△38	262,158	428		△204	△262				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

2農業総務 費	58,520	0	58,520	△124			124			財源更正	
5農地費	242,685	△3,243	239,442	△1,635		△1,608		13委託料	△141	◎農業基盤整備事業の減 ○農地耕作条件改善事業の減 農地耕作条件改善事業設計業 務委託料 工事請負費	△3,243 △3,243 △141 △3,102
計	588,346	△3,243	585,103	△1,759		△1,608	124				

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

2道路維持 費	285,724	0	285,724		△1,200		1,200			財源更正	
3道路新設 改良費	1,361,471	0	1,361,471		2,200		△2,200			財源更正	
4橋梁維持 費	42,900	0	42,900		△4,900		4,900			財源更正	
計	1,758,799	0	1,758,799		△3,900		3,900				

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

1都市計画 総務費	67,463	0	67,463	27			△27			財源更正	
--------------	--------	---	--------	----	--	--	-----	--	--	------	--

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	908,888	0	908,888	27			△27			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1住宅管理費	48,500	△68	48,432	△68	△5,800		5,800	19負担金、補助及び交付金	△68	◎被災者住宅再建支援事業の減 ○被災者住宅再建支援事業の減 生活再建住宅支援事業補助金	△68 △68 △68
計	48,500	△68	48,432	△68	△5,800		5,800				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	517,770	20,000	537,770	△9,594	11,400		18,194	13委託料	20,000	◎小学校管理事業の増 ○小学校整備事業の増 小学校空調設備整備業務委託料	20,000 20,000 20,000
2教育振興費	33,743	0	33,743	△1			1			財源更正	
計	551,513	20,000	571,513	△9,595	11,400		18,195				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	335,087	△20,000	315,087	△10,868	△26,700		17,568	13委託料	△20,000	◎中学校管理事業の減 ○中学校整備事業の減 中学校空調設備整備業務委託料	△20,000 △20,000 △20,000
2教育振興費	45,056	0	45,056	△360			360			財源更正	
計	380,143	△20,000	360,143	△11,228	△26,700		17,928				

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	3,922,064	4,108,534	1,565,500	371,923	5,302,111
(1) 総務	745,322	940,507	135,900	44,918	1,031,489
(2) 民生	153,880	145,655		8,690	136,965
(3) 衛生	103,558	337,555		939	336,616
(4) 農林水産	0	0			0
(5) 商工		0			0
(6) 土木	1,087,520	1,147,684	823,500	164,032	1,807,152
(7) 公営住宅	12,900	12,900			12,900
(8) 消防	52,333	58,198		8,670	49,528
(9) 教育	1,766,551	1,466,035	606,100	144,674	1,927,461
2 災害復旧債	362,775	301,853		47,710	254,143
3 減税補てん債	124,640	99,043		25,867	73,176
4 臨時財政対策債	4,389,902	4,537,078	429,703	318,933	4,647,848
合 計	8,799,381	9,046,508	1,995,203	764,433	10,277,278

報告第5号

平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について

平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和元年 5月 8日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造



# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 3 1 日  
矢巾町長 高 橋 昌 造

## 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128,767千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,479,802千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		1,930,152	△ 128,789	1,801,363
	1 県 補 助 金	1,930,152	△ 128,789	1,801,363
4 財 産 収 入		20	22	42
	1 財 産 運 用 収 入	20	22	42
補正されなかった款項にかかる金額		678,397		678,397
歳 入 合 計		2,608,569	△ 128,767	2,479,802

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		1,882,201	△ 135,188	1,747,013
	1 療 養 諸 費	1,655,713	△ 135,188	1,520,525
3 国民健康保険事業費納付金		604,003	0	604,003
	1 医 療 給 付 費 分	472,326	0	472,326
4 保 健 事 業 費		43,326	0	43,326
	1 保 健 事 業 費	43,326	0	43,326
5 基 金 積 立 金		7,768	6,421	14,189
	1 基 金 積 立 金	7,768	6,421	14,189
補正されなかった款項にかかる金額		71,271		71,271
歳 出 合 計		2,608,569	△ 128,767	2,479,802

# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	423,974		423,974
2 使用料及び手数料	150		150
3 県支出金	1,930,152	△128,789	1,801,363
4 財産収入	20	22	42
5 繰入金	200,869		200,869
6 繰越金	48,431		48,431
7 諸収入	4,973		4,973
歳入合計	2,608,569	△128,767	2,479,802

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	25,869		25,869				
2 保険給付費	1,882,201	△135,188	1,747,013	△135,188			
3 国民健康保険事業費納付金	604,003		604,003	9,374			△9,374
4 保健事業費	43,326		43,326	△2,975			2,975
5 基金積立金	7,768	6,421	14,189				6,421
6 公債費	1		1				
7 諸支出金	44,401		44,401				
8 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	2,608,569	△128,767	2,479,802	△128,789			22

歳

入





2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	1,929,523	△129,151	1,800,372	1 普通交付金	△135,550	普通交付金の減 △135,550
				2 特別交付金	6,399	特別調整交付金分（市町村分）の減 △773 県繰入金（2号分）の増 10,147 特定健康診査等負担金の減 △2,975
2 一部負担金特例措置支援事業費補助金	629	362	991	1 一部負担金特例措置支援事業費補助金	362	一部負担金特例措置支援事業費補助金の増 362
計	1,930,152	△128,789	1,801,363			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	20	22	42	1 基金利子	22	財政調整基金利子の増 22
計	20	22	42			



歳

出



3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般被保険者療養給付費	1,625,505	△135,188	1,490,317	△135,188				19負担金、補助及び交付金	△135,188	◎一般被保険者療養給付事業の減 ○一般被保険者療養給付事業の減 一般被保険者療養給付費	△135,188 △135,188 △135,188
計	1,655,713	△135,188	1,520,525	△135,188							

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1一般被保険者医療給付費分	465,341	0	465,341	9,374			△9,374			財源更正	
計	472,326	0	472,326	9,374			△9,374				

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

2疾病予防費	40,835	0	40,835	△2,975			2,975			財源更正	
計	43,326	0	43,326	△2,975			2,975				

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1財政調整基金積立金	7,768	6,421	14,189				6,421	25積立金	6,421	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金	6,421 6,421 6,421
計	7,768	6,421	14,189				6,421				



議案第37号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

議会議員のうちから選任する監査委員を次のとおり選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 5月 8日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所 矢巾町大字又兵エ新田第7地割153番地3

氏 名 長谷川 和 男

昭和13年4月20日生

議案第38号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 5月 8日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所 矢巾町大字南矢幅第13地割70番地4

氏 名 花立孝美

昭和44年8月16日生



## 議案第39号

### 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の締結について

町道安庭線交差点改良その2工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5月 8日提出

矢巾町長 高橋昌造

#### 記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 工 事 名       | 町道安庭線交差点改良その2工事                                   |
| 2 工 事 場 所     | 矢巾町大字上矢次、下矢次、北矢幅地内                                |
| 3 契 約 の 方 法   | 条件付一般競争入札による工事請負契約                                |
| 4 契 約 金 額     | 99,252,000円                                       |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字下矢次第1地割16番地<br>くみあい鉄建工業株式会社<br>代表取締役 長 沼 昇 三 |

## 議案第40号

### 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の締結について

町道中央1号線道路改良その4工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5月 8日提出

矢巾町長 高橋昌造

#### 記

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 工 事 名       | 町道中央1号線道路改良その4工事                           |
| 2 工 事 場 所     | 矢巾町大字藤沢、西徳田地内                              |
| 3 契 約 の 方 法   | 条件付一般競争入札による工事請負契約                         |
| 4 契 約 金 額     | 74,736,000円                                |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字南矢幅第6地割606番地<br>株式会社水本<br>代表取締役 水 本 慶 |

## 議案第41号

### 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の締結について

町道中央1号線道路照明施設設置工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5月 8日提出

矢巾町長 高橋昌造

#### 記

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 町道中央1号線道路照明施設設置工事                           |
| 2 | 工 事 場 所     | 矢巾町大字藤沢、西徳田地内                               |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 条件付一般競争入札による工事請負契約                          |
| 4 | 契 約 金 額     | 122,580,000円                                |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 盛岡市南仙北三丁目5番28号<br>安全電業株式会社<br>代表取締役 佐々木 巖 路 |